

秘密保全法の意義と課題

砂原 崇志

2013年12月6日、「特定秘密の保護に関する法律」が可決・成立した。本研究は、日本において秘密保全法を制定する意義を検討・考察することを通じて、国の情報の安全を保護するために講じるべき対策を提案するものである。

企業の秘密を保護するための法律には不正競争防止法、個人情報保護法を保護するための法律には個人情報保護法が存在する。一方で、政府の秘密を保護するための法律は国家公務員法や地方公務員法の守秘義務規定、自衛隊法に基づく防衛秘密の保護、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に基づく特別防衛秘密が存在するものの、対象が狭く、罰則が軽いなどの問題が存在した。このような状況下で、近年、国の情報セキュリティを脅かす事件・事故が多数発生した。

そこで、民主党政権時代から、秘密保全法の制定が検討されてきた。自民政権下でもその必要性は検討され、上記の特定秘密保護法が成立した。同法は、国の安全保障に著しい支障を与えるおそれのある秘密を特定秘密に指定し、その厳格な人的管理及び物的管理を規定している。特定秘密は行政機関によって指定され、その有効期限は5年ではあるものの、有効期間を延長することも可能であり、武器・弾薬に関する事項などは永久保存が可能である。また、特定秘密の漏えい、不正取得行為に対する厳格な罰則が設けられた。

本法に対しては、国民の知る権利が脅かされる、適正評価制度によってプライバシーが侵害されるといった反対意見も多い。秘密の範囲の規定が明確ではないため、拡大解釈され、政府によって恣意的に利用される危険性も指摘されている。

従前の法制では、秘密保全を行う上で不十分な点もあり、包括的な政府の秘密保護を目的とした法律は必要である。ただ、今回制定された特定秘密保護法には、多くの課題が存在する。行政の恣意を防ぐためには、まずは独立性を有する監視機関の設置が必要である。

加えて、法的対策のみならず、情報セキュリティ対策の不断の見直しも求められる。

以上の通り、今回制定された特定秘密保護法案は、政府の秘密保全の中核をなすものである。国の安全を適切に守るためには、重要秘密を保護しつつ、政府の恣意的濫用を防止するための仕組みが重要である。加えて、国家の秘密保護を行う上では、法律の整備のみならず、システム面も考慮にいれ、多角的な対策が求められる。

(指導教員 石井夏生利)